

ガス料金改定の内容

1. 供給約款の変更

供給約款料金の基本料金および従量料金単価を以下の通り変更いたします。

□ 改定後の一般ガス供給約款料金表（消費税および石油石炭税の上乗せ相当額を反映）

	適用区分	基本料金（税込）	従量料金単価（税込）
料金表A	0m ³ ～22m ³ まで	848.88	215.46
料金表B	22m ³ 超～232m ³ まで	1,144.80	202.01
料金表C	232m ³ 超～	4,838.40	186.09

※従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

<参考>現行の供給約款料金表

	適用区分	基本料金（税込）	従量料金単価（税込）
料金表A	0m ³ ～22m ³ まで	825.30	209.26
料金表B	22m ³ 超～232m ³ まで	1,113.00	196.19
料金表C	232m ³ 超～	4,704.00	180.71

※従量料金単価は、基準単位料金を記載しており、原料費調整制度により毎月調整いたします。

□ 料金引き上げによる標準家庭への影響額（例）

標準家庭（※1）における月間のガス料金は218円（税込）の引き上げとなります。
引き上げ額218円のうち、消費税の税率変更分は211円、石油石炭税の税率変更分は7円となります。

（※1）標準家庭：月間32m³の平均的な使用量のご家庭
（32m³：平成18年4月～平成23年3月末までの5年間の平均月間使用量）

2. 選択約款の変更

選択約款料金を以下の通り変更いたします。

なお、改定後料金は、消費税および石油石炭税の上乗せ相当額を反映したものです。

□ 陽だまりプラン（家庭用温水床暖房契約） (税込)

料金表	適用区分			改定後料金	現行料金
		基本料金	(円/月)		
料金表A	0m ³ ～22m ³ まで	基本料金	(円/月)	848.88	825.30
		従量料金単価	(円/m ³)	215.46	209.26
料金表B	22m ³ 超～50m ³ まで	基本料金	(円/月)	1,144.80	1,113.00
		従量料金単価	(円/m ³)	202.01	196.19
料金表C	50m ³ 超～	基本料金	(円/月)	4,320.00	4,200.00
		従量料金単価	(円/m ³)	138.49	134.44

※従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

□ ほっとフルプラン（家庭用厨房・給湯・暖房・乾燥契約） (税込)

料金表	適用区分			改定後料金	現行料金
		基本料金	(円/月)		
料金表A	0m ³ ～22m ³ まで	基本料金	(円/月)	848.88	825.30
		従量料金単価	(円/m ³)	215.24	209.26
料金表B	22m ³ 超～50m ³ まで	基本料金	(円/月)	1,144.80	1,113.00
		従量料金単価	(円/m ³)	201.79	196.19
料金表C	50m ³ 超～	基本料金	(円/月)	4,217.65	4,100.50
		従量料金単価	(円/m ³)	140.34	136.44

※従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

□ 家庭用燃料電池契約

(税込)

		適用区分		改定後料金	現行料金	
その他期	料金表 A	0m ³ ~30m ³ まで	基本料金	(円/月)	848.88	825.30
			従量料金単価	(円/m ³)	170.15	165.21
	料金表 B	30m ³ 超	基本料金	(円/月)	1,774.28	1,725.00
			従量料金単価	(円/m ³)	139.29	135.21
冬期	料金表 A	0m ³ ~30m ³ まで	基本料金	(円/月)	848.88	825.30
			従量料金単価	(円/m ³)	170.15	165.21
	料金表 B	30m ³ 超 ~120m ³ まで	基本料金	(円/月)	1,774.28	1,725.00
			従量料金単価	(円/m ³)	139.29	135.21
料金表 C	120m ³ 超~	基本料金	(円/月)	3,255.43	3,165.00	
		従量料金単価	(円/m ³)	126.95	123.21	

※従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

	その他期	冬期	割引上限額	
			改定後料金	現行料金
浴乾割引	3%	3%	3,240	3,150
床暖割引	0%	10%	3,240	3,150
セット割引	3%	13%	3,240	3,150

□ 家庭用コージェネレーション契約

(税込)

		改定後料金	現行料金
基本料金	(円/月)	1,080.00	1,050.00
従量料金単価	(円/m ³)	136.49	132.48

※従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

□ 小型空調パッケージ契約

(税込)

		改定後料金	現行料金		
第1種	基本料金	(円/月)	6,480.00	6,300.00	
	従量料金単価	その他期	(円/m ³)	135.00	131.04
		冬期	(円/m ³)	173.88	168.84
第2種	基本料金	(円/月)	3,240.00	3,150.00	
	従量料金単価	その他期	(円/m ³)	137.16	133.14
		冬期	(円/m ³)	176.04	170.94
第3種	基本料金	(円/月)	1,080.00	1,050.00	
	従量料金単価	その他期	(円/m ³)	141.48	137.34
		冬期	(円/m ³)	180.36	175.14

※従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

□ 時間帯別B契約

(税込)

		改定後料金	現行料金		
第1種	基本料金 (甲)	定額基本料金	(円/月)	105,624.00	102,690.00
		流量基本料金	(円/m ³)	1,041.66	1,012.72
	基本料金 (乙)	昼間基本料金	(円/m ³)	17.17	16.69
		夜間基本料金	(円/m ³)	7.02	6.82
	従量料金単価		(円/m ³)	113.68	110.31
第2種	基本料金 (甲)	定額基本料金	(円/月)	48,600.00	47,250.00
		流量基本料金	(円/m ³)	1,041.66	1,012.72
	基本料金 (乙)	昼間基本料金	(円/m ³)	17.17	16.69
		夜間基本料金	(円/m ³)	7.02	6.82
	従量料金単価		(円/m ³)	123.18	119.55

※従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

□ 空調夏期契約

(税込)

1. その他期 (4~11月検針分)

		改定後料金	現行料金
第1種	定額基本料金	(円/月) 43,200.00	42,000.00
	流量基本料金	(円/m ³) 1,166.40	1,134.00
	従量料金単価	(円/m ³) 115.00	111.60
第2種	定額基本料金	(円/月) 12,960.00	12,600.00
	流量基本料金	(円/m ³) 1,166.40	1,134.00
	従量料金単価	(円/m ³) 121.05	117.48
第3種	定額基本料金	(円/月) 2,160.00	2,100.00
	流量基本料金	(円/m ³) 1,166.40	1,134.00
	従量料金単価	(円/m ³) 131.85	127.98

※従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

2. 冬期 (12~3月検針分)

		改定後料金	現行料金	
料金表A	適用区分 0m ³ ~22m ³ まで	基本料金	(円/月) 848.88	825.30
		従量料金単価	(円/m ³) 215.46	209.26
料金表B	22m ³ 超 ~232m ³ まで	基本料金	(円/月) 1,144.80	1,113.00
		従量料金単価	(円/m ³) 202.01	196.19
料金表C	232m ³ 超~	基本料金	(円/月) 4,838.40	4,704.00
		従量料金単価	(円/m ³) 186.09	180.71

※従量料金単価は、原料費調整制度により毎月調整いたします。

□ 業務用高効率空調パッケージ契約

(税込)

		改定後料金	現行料金
基本料金		(円/月) 1,080.00	1,050.00
従量料金単価	その他期	(円/m ³) 133.73	130.02
	冬期	(円/m ³) 149.93	145.77

3. ご参考

<石油石炭税増税の主旨>

低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策をはじめとする地球温暖化対策(エネルギー起源CO2排出抑制対策)を強化するため、平成24年10月1日から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されます。具体的には、石油・天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対し、環境負荷(CO2排出量)に応じて広く公平に負担を求めるものです。
(環境省ホームページより)

<消費税引き上げの主旨・税の性格等>

今般の消費税率の引上げは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指すものです。

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税を行うとともに、税の累積を排除するために、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除(仕入税額控除)し、その差引税額を納付することとされています。

事業者には課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。

(内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省

「消費税の円滑かつ適切な転嫁のために」より)